

【議題 2】 令和 5 年度新潟支部事業実施結果について



令和5年度KPI(重要業績評価指標)達成状況

	項目	KPI	実績	目標差	達成状況
基盤的 保険者機能関係	1 サービススタンダード(現金給費の申請書受付から支給まで10日営業日)	100%	100%	—	○
	2 現金給付に係る郵送化率	96.0%	97.0%	+1.0	○
	3 柔道整復施術療養費の施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合	0.47%	0.50%	-0.03	×
	4 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.192%	0.233%	+0.041	○
	5 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	5,330円	4,862円	-468	×
	6 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	92.81%	89.06%	-3.75	×
	7 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る)の回収率	86.55%	68.24%	-18.31	×
	8 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書提出率	94.0%	91.7%	-2.3	×
戦略的 保険者機能関係	9 生活習慣病予防健診実施率	73.1%	74.8%	+1.7	○
	10 事業者健診データ取得率	12.3%	7.5%	-4.8	×
	11 被扶養者の特定健診実施率	38.5%	35.1%	-3.4	×
	12 被保険者の特定保健指導実施率	35.8%	25.3%	-10.5	×
	13 被扶養者の特定保健指導実施率	14.4%	9.6%	-4.8	×
	14 受診勧奨後3か月以内の医療機関受診率	13.1%	9.7%	-3.4	×
	15 健康宣言事業所数(データヘルス計画に基づく)	3,000	1,644	-1,356	×
	16 健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合	60.0%	62.9%	+2.9	○
	17 ジェネリック医薬品使用割合	83.3%	85.7%	+2.4	○
	18 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けた、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場における医療データ等を活用した効果的な意見発信	実施	実施	—	○
組織	19 一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%	10.0%	+10	○

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
①サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%	100%
②現金給付に係る郵送化率	96.0%	97.0%	94.7%	前年度以上

事業内容
・
取組

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 自動審査により最大限処理期間を短縮させるため、早期に新様式の申請書への切り替えを進める。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・ 申請書類の郵送化を促進するため、各種広報や研修会等において周知を図る。

令和5年度
実施結果

- ・ ①旧様式での申請が続いていた事業所や申請者に連絡し、新様式での申請を依頼した。
- ・ ①新様式での申請による自動審査が開始されたことから、職員の目視確認が必要な申請書が約4割減少したため、受付から支給までの所要日数を短縮させることができた。
※令和4年度：約7日→令和5年度：約5.5日
- ・ ②電話相談時や研修会等において郵送による案内を行った。また、令和5年2月末に、長岡・上越・三条の各年金事務所に設置していたサテライト窓口を閉鎖したことも郵送化率上昇の要因と考える。

令和6年度
実施方針

- ・ ①サービススタンダードは傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付に対して設定しているが、その他すべての申請書についても同様に、迅速な業務処理を徹底する。
- ・ ②加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また記入不備による申請書の返戻を防ぐため、ホームページに掲載の「入力用申請書」の利用を促進する。

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
③柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合	前年度以下	0.50%	0.47%	(設定なし)

事業内容
・
取組

- 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所3部位以上）かつ頻回（1か月15日以上施術）、長期間（10か月以上）継続した申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

令和5年度
実施結果

- 柔道整復施術療養費で多部位かつ頻回や長期間継続して施術を受けている加入者に対し前年度を上回る文書照会の実施や、多部位や頻回傾向の強い施術所に対し、注意喚起を目的とした文書の送付を行ったものの、KPIを達成できなかった。

※加入者に対する文書照会（令和5年度：1,609件 令和4年度：1,218件）
 柔道整復施術療養費受付件数（令和5年度：189,701件 令和4年度：192,244件）
 内、3部位以上かつ15日以上申請件数（令和5年度：955件 令和4年度：896件）

令和6年度
実施方針

- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる部位転がし）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会において施術者に施術内容を確認する。

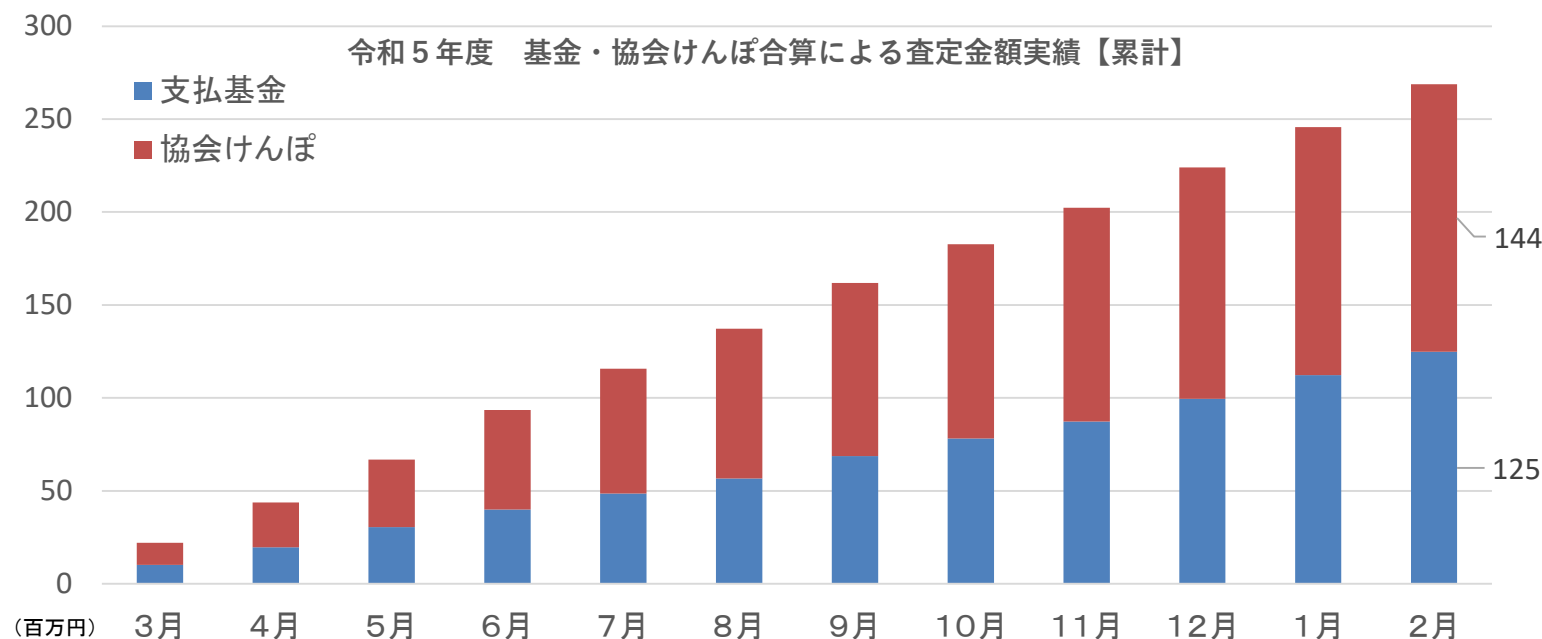
KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
④社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	前年度以上	0.233% 支払基金0.108% 協会 0.125%	0.192% 支払基金0.105% 協会 0.086%	変更
⑤協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度以上	4,862円	5,330円	前年度以上

事業内容
・
取組

- 医療機関等が社会保険診療報酬支払基金に請求したレセプトについて、診療報酬点数表等に基づき正しく請求されているか審査（内容点検）する。
 - 効率的・効果的なレセプト点検により、点検の質的向上を図り、査定率（協会けんぽの医療費総額に対する、点検により査定（減額）した金額）及び査定されたレセプト1件当たりの査定額の向上に取り組む。
- 【具体的内容】
- 査定事例について、レセプト点検員の事例の共有と点検の効率化を目的として、汎用任意抽出テンプレートや自動点検マスターなどのシステムを最大限活用し、効率的・効果的な点検を実施する。
 - レセプト点検員のスキルアップのための勉強会及び研修会を実施する。
 - 社会保険診療報酬支払基金との毎月の会議において、解釈や運用に関する疑義案件について協議を行い、改善を図る。

令和5年度
実施結果

- ・ 査定となった事例を汎用任意抽出テンプレートや自動点検マスターに反映させ、次回以降の内容点検に活用した。
- ・ コロナ関連（医学管理）の査定が多かったこと、査定額が高い診療項目（手術・麻酔、注射、入院基本料）の点検を重点的に行ったことから、多くの点検員が前年度の査定額を上回ることができたが、コロナ関連の査定は査定額が低く、1件当たりの査定額は前年度を下回ってしまった。
- ・ 外部講師による研修を実施した他、毎月の勉強会にて査定事例を共有し点検員のスキルアップを図った。
- ・ 支払基金との協議を毎月実施することで、審査基準の差異解消に努めた。

令和6年度
実施方針

- ・ レセプト内容点検業務の向上を図るため、「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。
 - ・ 汎用任意抽出テンプレートおよび自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。
 - ・ 勉強会やスキル別の研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金との会議において、解釈や運用に対する疑義案件について協議のうえ、解消する。
- ※レセプト点検の査定率は、協会のみの査定率をKPIとする。（令和5年度実績＝令和6年度KPI 査定率0.125％）

事業内容
・
取組

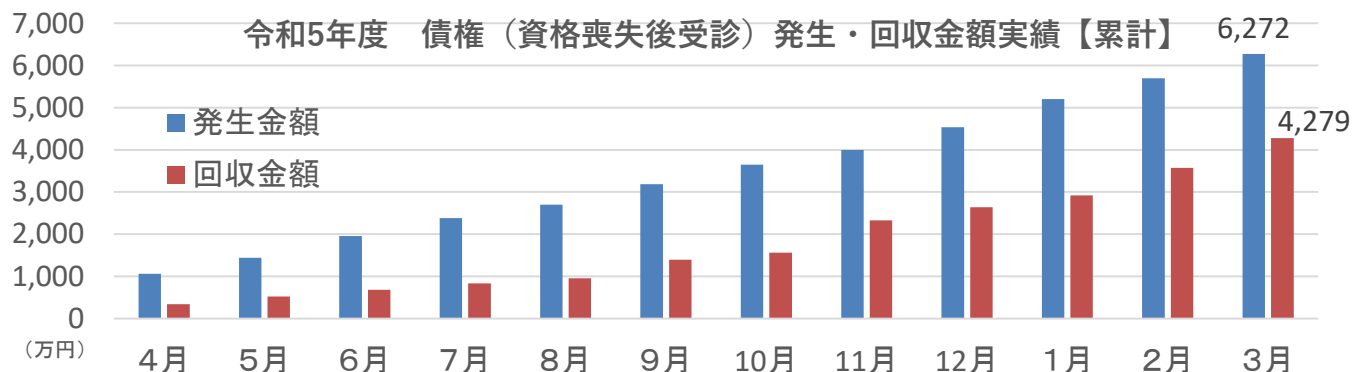
- ・ 資格喪失後に保険証を使用しないよう、早期に回収する。
 - ・ 返納金債権の着実な回収に向けて、早期に債務者と接触する。
- 【具体的事項】
- ・ 資格を喪失した場合は、速やかに保険証を返却するよう事前の周知広報を実施するとともに、未返納者に対して催告を実施する。また、就職を控えた学生等、間もなく保険証が切替わる者を対象に、説明やチラシ配布による周知を実施する。
 - ・ 資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し確実な回収に努める。
 - ・ 文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、法的手続きにより回収につなげる。



返納金債権発生防止のための保険証回収強化 及び債権管理回収業務の推進

令和5年度 実施結果

- ⑥実施スケジュールに沿った保険証返納催告を実施した。また、被保険者証回収不能届を活用し電話催告を実施した。
- ⑥保険証未返納の多い事業所に対し、資格喪失届提出時に保険証添付を確実に行うよう文書により周知した。
- ⑦資格喪失後受診では、初回催告時から保険者間調整の利用案内を送付した。
- ⑦過年度債権を含め、25,000円以上の債権を対象に法的手続きを実施した。
- ⑦傷病手当金と年金との調整にかかる返納金について、業務グループと連携し債権調定前に被保険者に対し事前説明を行った。（令和5年度回収率83.77% 対前年度比+7.73%）



令和6年度 実施方針

- ⑥無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。
- ⑥日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう周知広報を実施する。
- ⑦債権管理・回収業務の強化のため「債権管理・回収計画」を策定・実践し、発生した債権（返納金、損害賠償金等）の全件調定及び納付書の速やかな送付により、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ⑦保険者間調整を積極的に活用し確実な回収に努める。また納付拒否者に対し法的手続きを実施することにより回収を強化する。

※返納金債権の回収率にかかるKPIは、診療報酬返還金（不当請求）を除くすべての返納金が対象となる。（令和5年度実績＝令和6年度KPI 回収率78.66%）

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
⑧被扶養者資格の確認対象事業所からの 確認書の提出率	94.0%	91.7%	93.7%	(設定なし)

事業内容 ・ 取組

- 本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止など保険給付の適正化のため、被扶養者資格の再確認を行う。
- 被扶養者状況リストの確実な提出を求めるため、未提出事業所へ文書や電話による勧奨を行う。
- 移転等による未送達事業所について、日本年金機構と連携して所在地確認を行い、確実に送達する。

令和5年度 実施結果

被扶養者状況リスト提出事業所数：21,022事業所（確認対象事業所：22,925事業所）
扶養解除人数：1,331人（確認対象：117,035人、削除率：1.14%）

- 未送達事業所は25件あったものの、日本年金機構の所在確認により、全件送付できた。
- 未提出事業所に対し電話勧奨を実施したものの、提出率は令和4年度実績より低下した。
- これまでは未提出事業所への勧奨時に改めて被扶養者状況リストを同封していたが、今回からはがきによる案内（リストの同封なし）に変更したことによる勧奨効果が低下したことが、提出率低下の一因と考える。

※全国の被扶養者状況リスト提出率（令和5年度：89.1% 令和4年度：92.3%）
前期高齢者納付金の負担軽減額：約10億円（推計）

令和6年度 実施方針

- 宛所不明による未送達事業所の所在地確認を行い、確実に送付するとともに、未提出事業所への勧奨により、被扶養者状況リストを確実に回収し、全件の再確認を徹底する。
- 未提出事業所が固定化されているため、前年度未提出事業所については早期に勧奨を実施する。

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
⑨生活習慣病予防健診実施率	73.1%	74.8%	70.6%	75.5%
⑩事業者健診データ取得率	12.3%	7.5%	9.3%	9.3%
⑪被扶養者の特定健診実施率	38.5%	35.1%	31.2%	36.1%

事業内容 ・ 取組

- ・ 小規模事業所に勤務する被保険者の受診率向上のため、生活習慣病予防健診の利用案内を自宅へ送付する。
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関の少ない地域の受診機会を確保するため、集団健診を実施する。
- ・ 事業者（定期）健診データを確実に取得するために、新潟労働局との連名により事業所へ結果提供依頼を実施する。
- ・ 被扶養者の特定健診は集団での実施が効果的であることから、集団健診を協会主催で実施するとともに、自治体が主催する集団健診会場で特定健診・がん検診を受診するよう案内する。

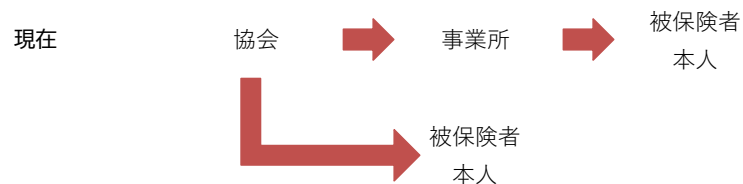
令和5年度 実施結果

- ・ ⑨KPI達成には至らなかったが、自己負担額軽減の周知広報や小規模事業所に勤務する被保険者の自宅へ案内することにより、令和4年度より実施率は向上した。
- ・ ⑩生活習慣病予防健診への切り替えや公務関連職場の共済組合移行により減少したものの、生活習慣病予防健診との合計では82.3%となった。ただし、健診機関へのデータ提供依頼が例年より遅れたことにより、取得できないケースが生じた。
- ・ ⑪自治体主催する集団健診会場の開設日時やがん検診などの検査内容について、市町村担当者と連携を図りながら協会けんぽ被扶養者へ特定健診の受診案内を実施した。
- ・ いずれの事業においても、受診勧奨についてはこれまでの方法による案内に加え、小規模事業所被保険者の自宅への案内のように、ターゲットを絞った効果的な勧奨が必要と考える。

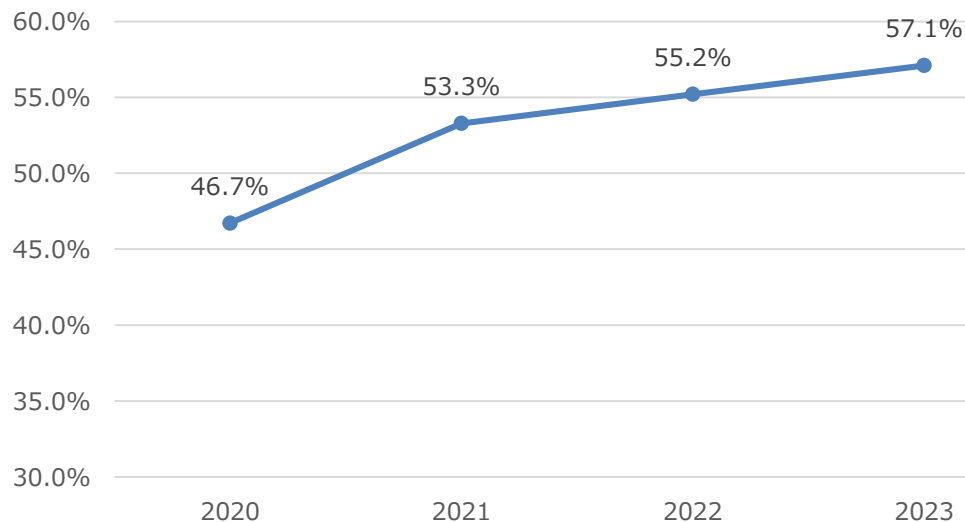
令和6年度 実施方針

- ・ ⑨令和6年度からの付加健診の対象年齢拡大と併せて、令和5年度からの生活習慣病予防健診の自己負担軽減について、事業所および小規模事業所については被保険者に直接再周知することで、受診率向上につなげる。
- ・ ⑨生活習慣病予防健診未利用事業所へ、健診機関から受診勧奨を実施し、さらなる利用拡大を図る。
- ・ ⑩事業者健診結果データを取得していない大規模事業所を中心に訪問し、マイナンバーカードのメリットであるマイナポータルでの健診結果閲覧を含めて説明し、データ提供を要請する。
- ・ ⑪自治体主催する集団会場での特定健診・がん検診の受診案内を行う市町村を拡大し、受診率の向上を図る。また、経年未受診者へのアンケートを実施し、未受診理由を把握し具体的な取り組みを検討する。

10人未満事業所への受診案内方法



10人未満事業所の生活習慣病予防健診受診率推移

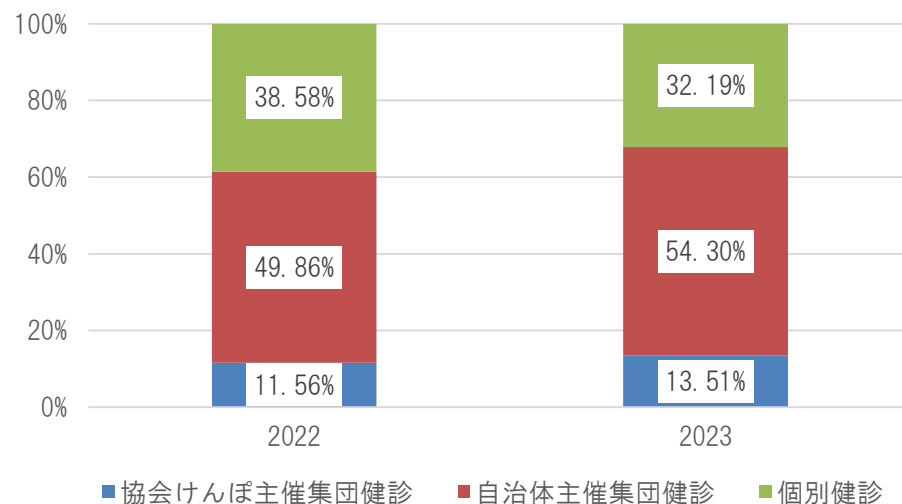


市町村別の特定健診受診方法とスケジュール

市町村名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	協会加入者の受診	協会加入者の案内
新潟市													—	
村上市													○	
関川村													○	
粟島浦村													×	
新発田市													○	
阿賀野市													○	
胎内市													○	
聖籠町													○	
五泉市													○	○
阿賀町													○	
三条市													○	
燕市													○	○
加茂市													○	
田上町													○	
弥彦村													○	

市町村名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
長岡市												
見附市												
出雲崎町												
小千谷市												
魚沼市												
南魚沼市												
湯沢町												
十日町市												
津南町												
柏崎市												
刈羽村												
上越市												
妙高市												
糸魚川市												
佐渡市												

被扶養者特定健診の受診先内訳



KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
⑫被保険者の特定保健指導実施率	35.8%	25.3%	19.9%	25.4%
⑬被扶養者の特定保健指導実施率	14.4%	9.6%	6.7%	10.2%

事業内容 ・ 取組

- ・ 全ての特定保健指導実施機関で、対象者にとって利便性の良い健診当日に特定保健指導を実施するよう、実施機関へ要請する。また、毎月進捗状況を確認し、実施数が伸びている機関の好事例等を共有する。
- ・ 令和4年度の特定保健指導該当者を対象に、自主的な生活改善により特定保健指導の対象外とすることを目的に、健診3か月前に生活習慣改善促進通知を送付する。
- ・ 事業所カルテを活用し、事業所全体の健康度の理解と健康リスクを下げるための具体的な行動（まずは特定保健指導の受け入れ）を促すために、事業所訪問を実施する。
- ・ 対象者の面談場所確保や面談実施者の移動時間の調整が容易な、ICTを活用した利便性の高い特定保健指導を支部や健診機関で積極的に実施する。
- ・ 健診当日の特定保健指導について、「特定保健指導の健診当日実施に係る同意書」を取得し、健診機関に共有することで確実な特定保健指導の実施につなげる。
- ・ 特定健診の集団健診において、当日特定保健指導分割実施を受託機関に要請し、積極的に実施する。

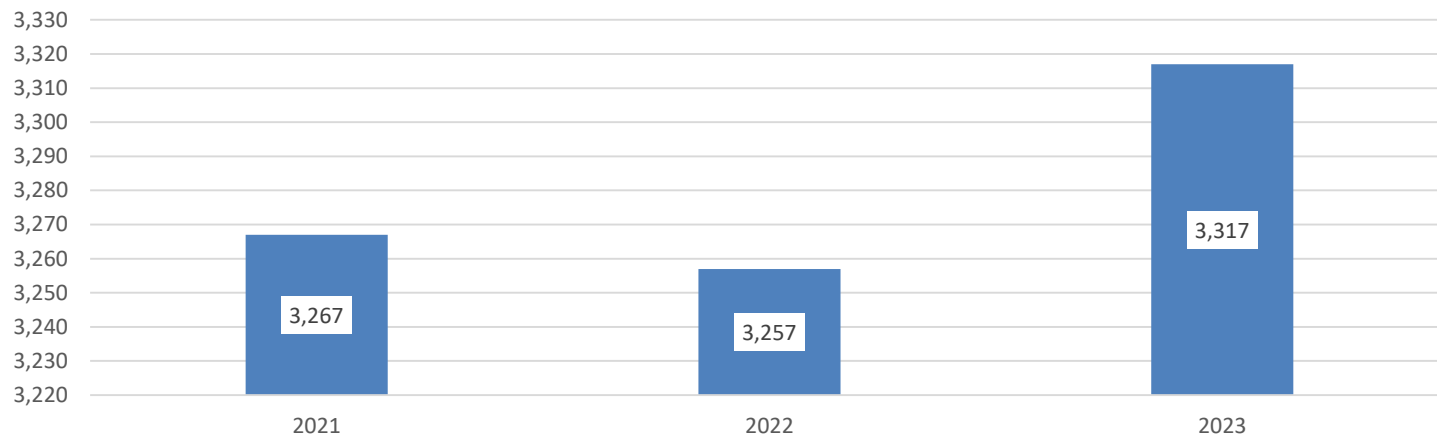
令和5年度 実施結果

- ・ ⑫各健診機関と日常的な連携を図り、利便性の良い健診当日の特定保健指導実施の依頼や他機関での好事例の共有、実施状況の進捗管理を行った。また、前年度の特定保健指導該当者に健診予定3か月前に生活習慣改善を促すお知らせを送付した。
- ・ ⑬集団健診実施時に対象者へ確実に声掛けするよう受託機関に要請した。

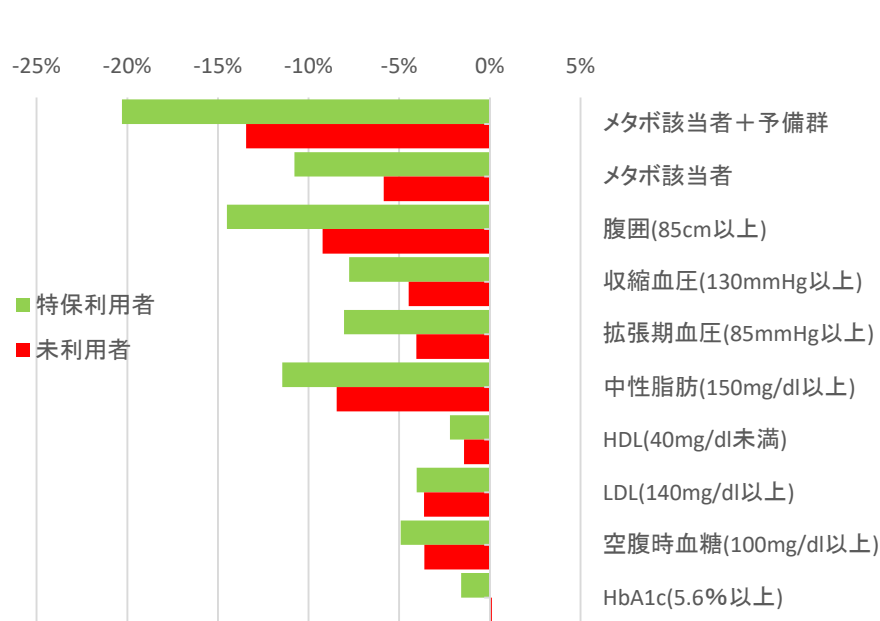
令和6年度 実施方針

- ・ ⑫健診当日の特定保健指導の拡大を図るために、各健診機関の月別の実施目標を基に、進捗管理や四半期ごとの振り返りを行いながら、課題（実施に結びつかない事業所の情報や健診機関側の実施手法など）を明らかにする。そのうえで定期的な打ち合わせを実施し、課題解消に向けて事業所へのアプローチや実施数が伸びている健診機関の好事例を共有するなど、具体的な対策を実行する。
- ・ ⑬集団健診会場において、遠隔面談の積極的な活用も含め、対象者全員への声掛けによる特定保健指導実施を健診受託機関に要請する。

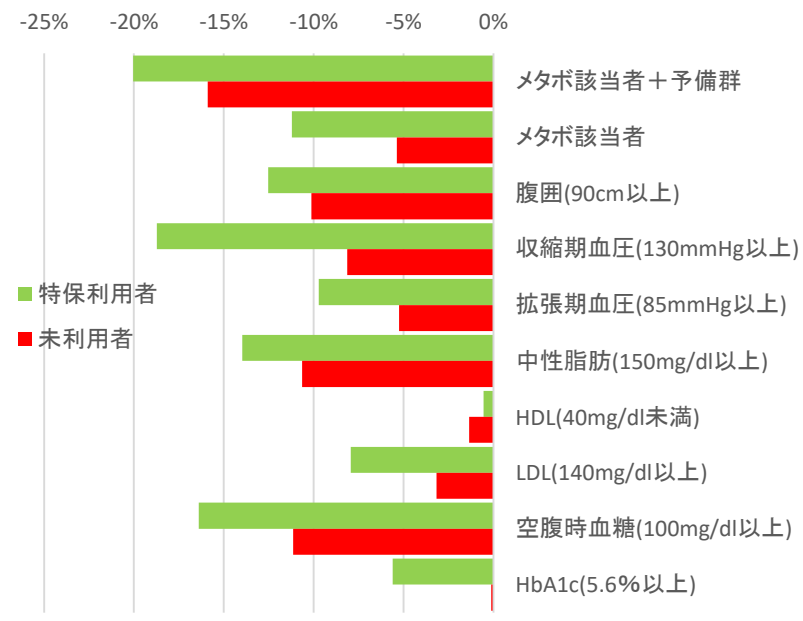
健診当日の特定保健指導実施件数推移



特定保健指導による改善状況(男性)



特定保健指導による改善状況(女性)



特定保健指導を利用した方と利用していない方の2021年度と2022年度の健診結果を比較しています。ほとんどの項目で特定保健指導を利用した方が改善されています。

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
⑭受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	13.1%	9.7%	10.9%	(変更)

事業内容 ・ 取組

- ・ 協会本部からのはがきによる受診勧奨（一次勧奨）実施後に、支部が外部委託する事業者から対象者の勤務先を通じて文書・電話により受診勧奨（二次勧奨）を実施する。
- ・ 二次勧奨対象者のうち、より重症度が高い被保険者が勤務する事業所へ、支部の保健師が訪問し、受診勧奨を実施する。
- ・ 南魚沼地域において、腎専門医への受診が必要な者へ受診勧奨を実施する。
- ・ 上越市・魚沼市・見附市・長岡市において、市の保健師や管理栄養士による人工透析予防サポートを案内する。

令和5年度 実施結果

- ・ 二次勧奨について、対象者の勤務先を通じた文書と電話による受診勧奨を外部委託により実施したが、委託期間中に事業停止事案が発生したこともあり、令和4年度より受診率が低下した。
- ・ 重症度の高い被保険者に対し、保健師が勤務先事業所を訪問し、早期受診の必要性和事業所からのアプローチを要請した。
- ・ 南魚沼地域および事業連携協定を締結している4市（令和5年度より新たに長岡市と協定締結）と連携し、腎専門医への受診勧奨（南魚沼地域）および人工透析予防サポート（4市）を実施した。

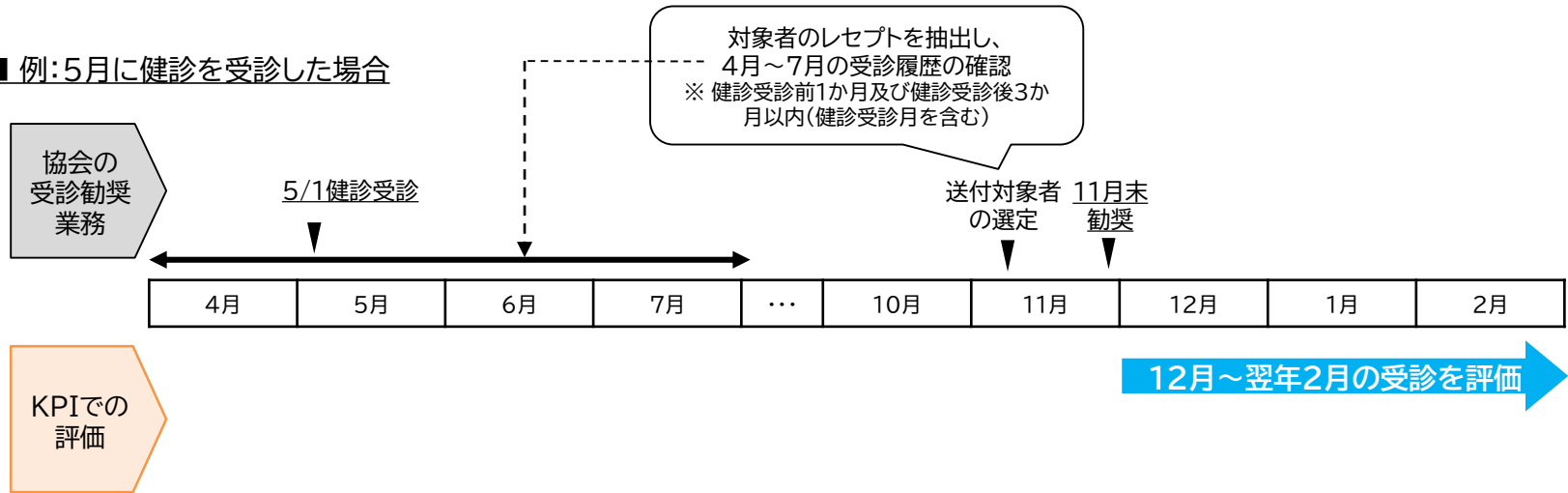
令和6年度 実施方針

- ・ 従来の文書や外部委託による電話での受診勧奨に加えて、健診受診直後に健診機関が受診勧奨を実施し、早期受診と経年未受診者の解消を目指す。
- ・ 自治体と連携した取り組みについては、引き続き、事業連携協定を締結している自治体と調整を進め、実施自治体の拡大を目指す。また、現行の取り組みの効果を高めるために、自治体と連携しながら随時内容等の見直しを行う。

※令和5年度までのKPIは、協会から受診勧奨を行った後3か月以内の医療機関受診率を評価の対象としていたが令和6年度のKPIより、健診受診月から10か月以内の医療機関受診率で評価となった（次ページ参照）。

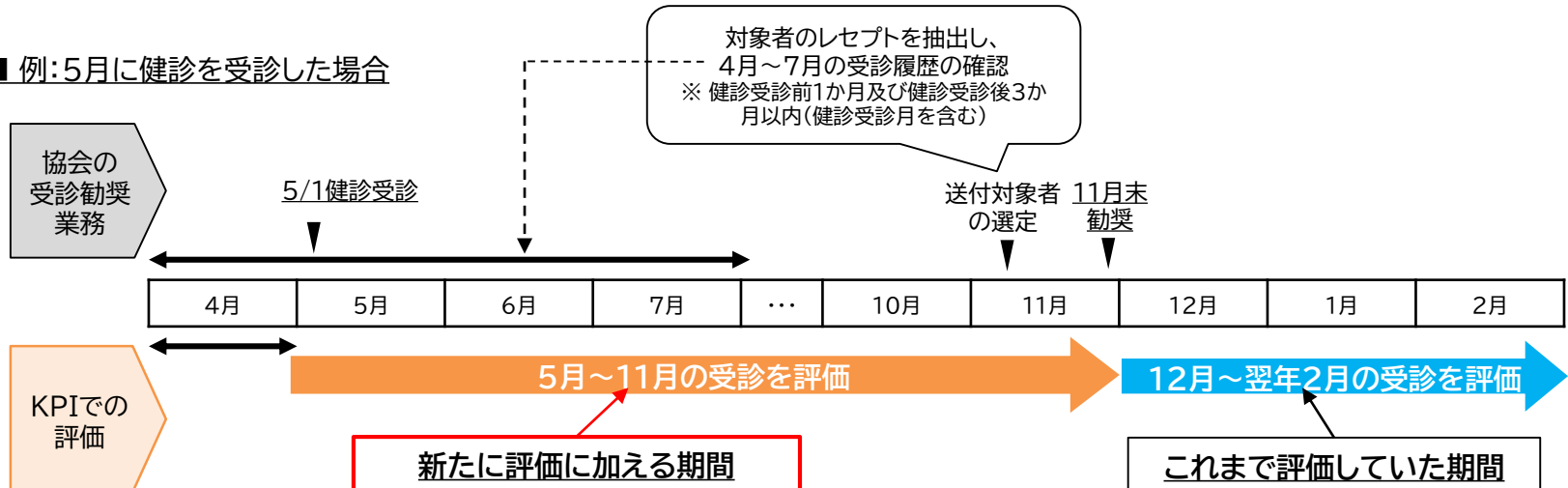
令和5年度までの指標

■ 例:5月に健診を受診した場合



令和6年度以降の指標

■ 例:5月に健診を受診した場合



KPI項目	第二期データヘルス計画（最終令和5年度）	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI	第三期データヘルス計画（最終令和11年度）
⑮健康宣言事業所数	3,000事業所	1,644事業所	1,442事業所	2,250事業所	4,000事業所

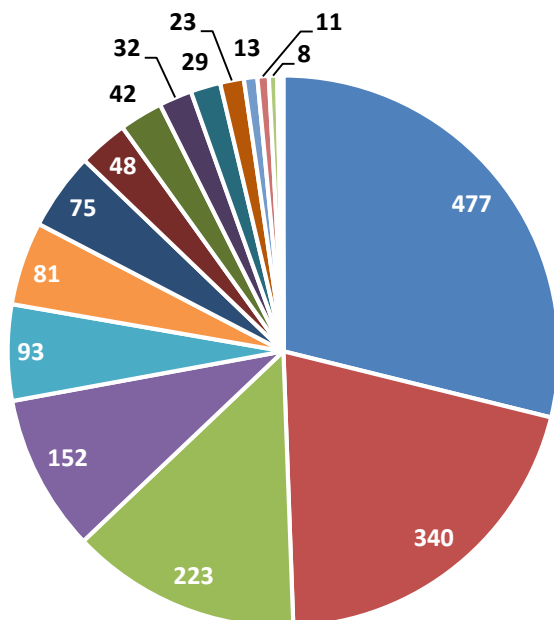
事業内容・取組	【事業内容】 - 協会けんぽ新潟支部の「にいがた健康経営宣言」事業所数を増やす。 【取組内容】 - 宣言事業所拡大に向けた事業所訪問・電話勧奨を実施する。 - 健康経営普及に向け、経済団体、新潟県、新潟市、保険会社等と連携し、健康経営セミナー等で発信する。 - 健康経営サポート動画の活用を広報により案内する。 - 宣言事業所の健康づくりサポートとして、外部委託による健康講座をオンライン・訪問形式で実施する。
令和5年度実施結果	- 宣言項目を満たしていると思われる事業所（特定保健指導35％実施など）を中心に、事業所訪問57件、電話勧奨80件、文書勧奨606件を実施（結果：85社宣言） - 民間企業（新たに覚書を結んだ保険会社2社、累計9社）による訪問勧奨を実施（結果：42社宣言） - 健康経営普及に向け各団体のセミナーで講演（国土交通省北陸信越運輸局、新潟県、新潟市、新発田地域振興局、新潟商工会議所、三条社会保険委員会） - 宣言事業所へ健康づくりのサポートとして、外部委託による健康づくり講座をオンライン・訪問形式で実施（実施事業所数36件/目標実施事業所数50件） - 健康経営優良法人2024認定数 大規模法人部門7社 中小規模法人部門245社
令和6年度実施方針	【にいがた健康経営宣言事業の拡大】 - 宣言事業所拡大に向けて、自治体の健康宣言認定事業所で「にいがた健康宣言」を行っていない事業所、特定保健指導の実施率が高い事業所をターゲットに、電話及び事業所訪問による勧奨を実施する。（目標：400社宣言） - 健診データの分析をもとにした健康リスク保有割合が高い運輸業・建設業について、業界団体と連携し健康経営宣言事業を広報する。 - 商工会議所等の経済団体、自治体、保険会社等と連携して、健康経営宣言事業を推進する。 【宣言事業所に対するフォローアップ】 - 加入者の健康意識の向上を目的として、新潟県が進める「健康立県にいがた」5つのテーマ「食生活」「運動」「デンタルヘルス」「喫煙」「早期発見・早期治療」に「メンタルヘルス」を加えた、健康づくり講座を事業所単位で実施する。（目標回数：140社） - 生活習慣の見直しやヘルスリテラシーの向上に資する、健康課題に応じた健康づくりポスターを配布する。 - 健診データを基に作成した「事業所カルテ」を活用し、健康課題の改善に向けた取組を事業所とともに検討する。 - スマートフォンアプリを利用して、運動習慣の定着と、運動による血圧低下を目的とした「協会けんぽ新潟支部ウォークラリー」を実施する。（目標参加人数：1,000人）

にいがた健康経営宣言事業所登録状況(令和6年3月末)



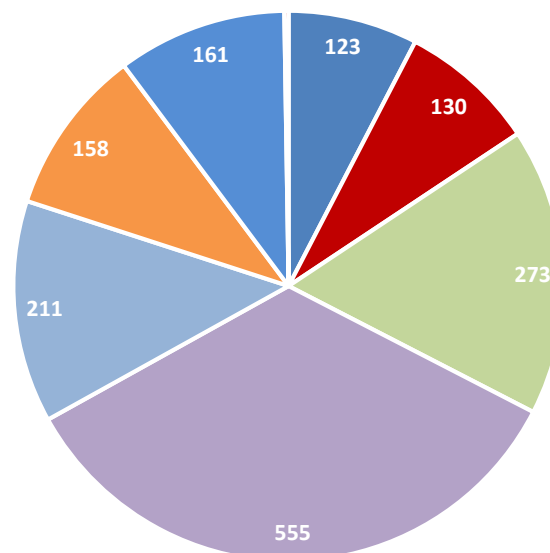
にいがた健康経営宣言事業所登録状況(令和6年3月末)

宣言事業所（業態別）



- 建設業
- サービス業
- 学術研究・専門技術サービス業
- 情報通信業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 複合サービス業
- 製造業
- 医療・福祉
- 不動産業・物品賃貸業
- 農林水産業
- 教育・学習支援業
- 卸売業・小売業
- 運輸業・郵便業
- 宿泊業・飲食サービス業
- 金融業・保険業
- 娯楽業
- 土業

宣言事業所（規模別）



- 2人以下
- 5～9人
- 10～29人
- 30～49人
- 50～99人
- 100～999人
- 1000人以上

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
⑩全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	60.0%	62.9%	58.5%	63.2%

事業内容 ・ 取組

- ・ 新規適用事業所に対して、協会けんぽの事業案内と合わせて健康保険委員の登録勧奨を迅速に実施する。また、業種・被保険者数に応じた効果的・効率的な登録勧奨を行う。
- ・ 健康保険委員向けサポートを更に充実させる。
(けんぽ通信Premiumの定期発行・健康保険委員向け研修会の開催)

令和5年度 実施結果

- 令和6年3月末 健康保険委員数：8,558人 登録事業所数：7,557社
- ・ 新規委嘱：文書勧奨（4,091件）を実施（令和6年1月、2月）…登録93件
 - ・ 健康保険委員のサポート
 - ①けんぽ通信Premiumを発行（5月、11月、3月発行）
 - 5月：健康保険委員研修会案内、YouTube動画の活用方法、保険料率、保健事業の更なる推進
 - 11月：ラジオ番組・YouTubeの広報と活用方法、健康保険委員表彰
 - 3月：保険料率、インセンティブ制度、健康経営宣言取り組み事業所の紹介、健康経営宣言募集
 - ②健康保険委員向けWEB研修会を実施（令和5年9月）…141人参加
 - 内容：職場のメンタルヘルスについて（新潟産業保健総合支援センター）
 - 家庭や職場で簡単にできるストレッチ（新潟県スポーツ医科学センター）
 - 健康づくりサポートについて
 - 傷病手当金申請書の留意点

令和6年度 実施方針

- ・ 令和6年1月に実施した被保険者100人以上の事業所へ電話勧奨を実施（対象85件、登録目標16件）
- ・ 健康保険委員が事業所で健康づくりを推進できるよう、事業所単位で実施する「健康づくり講座」を案内する。
- ・ 社会保険協会、社会保険委員会、各種関係団体が実施する講習会において、健康保険委員に参加を案内する。

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績 (R6.2時点)	令和4年度実績 (R5.3時点)	令和6年度KPI
⑰ジェネリック医薬品使用割合	前年度以上	85.7%	83.3%	前年度以上

事業内容 ・ 取組

- ジェネリック医薬品の使用割合を地域・医療機関・年代・薬効成分ごとに分析した「ジェネリックカルテ」「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。
- 「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」において分析結果を踏まえ、使用促進に向けて意見発信する。
- 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別に医療機関・薬局に対して働きかける。
- ジェネリック医薬品を正しく理解してもらうため、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール・冊子を配布する。
- 新潟県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。
- 加入者が安心して使用できるような記事を広報誌・ホームページ・メールマガジンに掲載する。

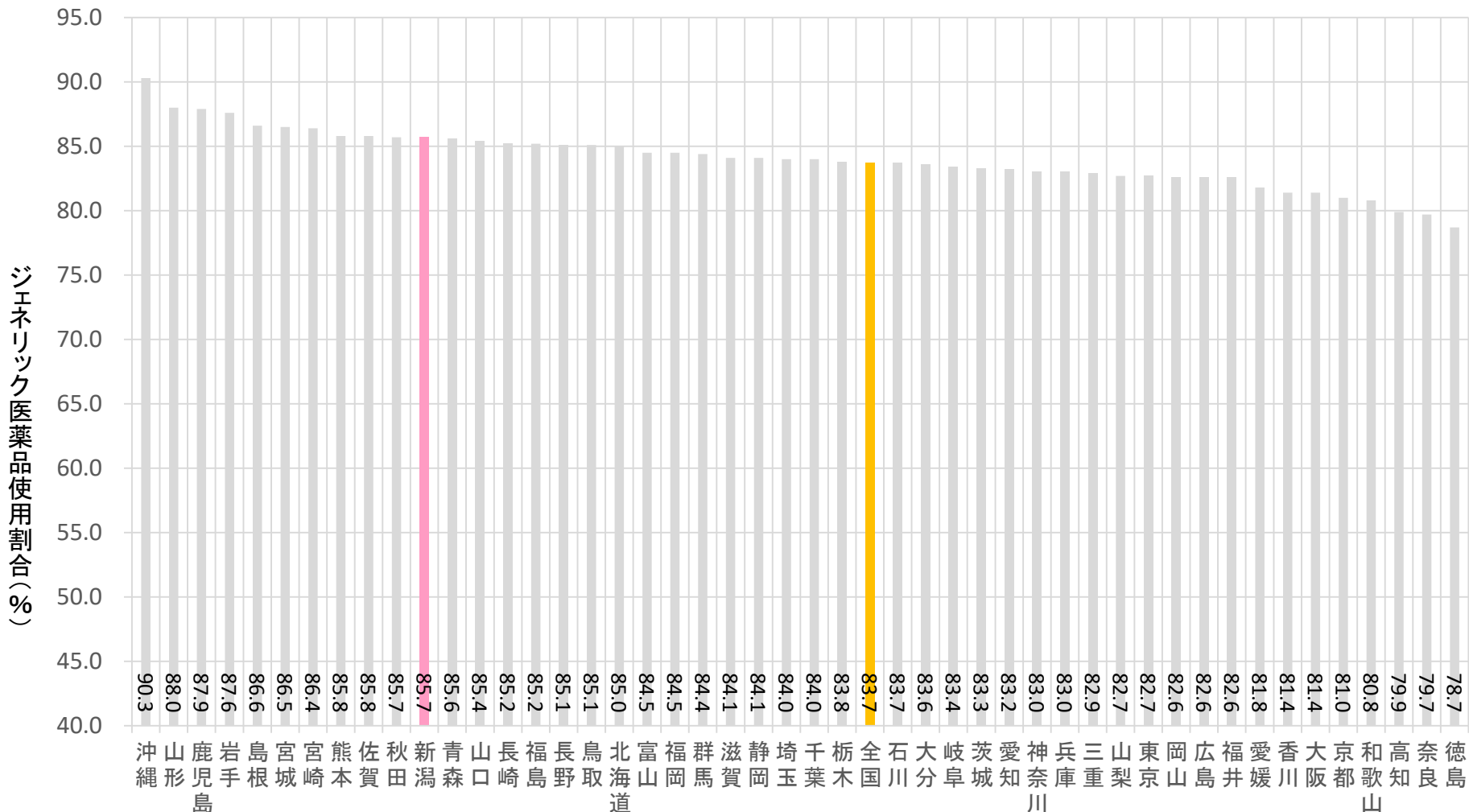
令和5年度 実施結果

- ジェネリック医薬品軽減額通知の送付（令和5年8・9月、令和6年1月）
→令和5年8・9月送付分（55,703通）の軽減効果額 21,149,851円／月
※年齢や性別の区分ごとに、より対象者に切り替えのメリットを訴求する内容にパンフレットを変更
- 「医療機関・薬局向け見える化ツール」を使用し、使用割合の低い医療機関へ訪問し働きかけを行った。
- ジェネリック医薬品希望シール、冊子等を送付物等に同封し配布。
- ジェネリック医薬品の使用促進に関する記事を広報誌、ホームページ、メールマガジンに掲載。

令和6年度 実施方針

- 国の目標である使用割合80％に満たない医療機関、薬局に対し、医療機関・薬局毎のジェネリック医薬品の使用状況が分かりやすくグラフ化された「見える化ツール」を提供し、ジェネリック医薬品の使用について検討いただく。
- 医療費適正化計画に盛り込まれた「バイオシミラーの使用促進」について、パイロット事業としてバイオシミラー提供ツールを活用し、医療機関へバイオシミラーの使用促進を働きかける。

令和6年2月診療分 支部別ジェネリック医薬品使用割合



注1. 協会けんぽ(一般分)の内科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在別に集計したものである。

注3. $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。

医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
⑬効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けた、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場における医療データ等を活用した効果的な意見発信	実施	実施	実施	(設定なし)

事業内容 ・ 取組

- 令和6年度からの次期新潟県地域保健医療計画（医療費適正化計画を含む）の策定に向け、保険者協議会を通じ積極的に意見発信を行う。
- 地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

令和5年度 実施結果

- 保険者協議会等において、医療費適正化計画に設定された新たな目標に対する状況（効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている抗菌薬処方状況、医療資源の投入量に差がある白内障手術や化学療法の外来での実施状況）や、後発医薬品の使用状況（成分別バイオシミラー置換え率）を説明し、医療費適正化に向けて意見発信。
- 地域医療構想調整会議等において、新潟支部の医療費の状況、健診結果による生活習慣病予防リスク保有割合や生活習慣を説明し、県内医療提供体制や健康度向上による医療費抑制について意見発信。
- 地域担当制を敷き、地域における「顔の見える関係性」を構築。

令和6年度 実施方針

- 地域医療構想調整会議や医療審議会、保険者協議会において、他の保険者とも連携し、健康づくりや医療費適正化に関し、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を引き続き行う。

KPI項目	令和5年度KPI	令和5年度実績	令和4年度実績	令和6年度KPI
⑬一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%以下	10.0%	0%	15%以下

事業内容 ・ 取組

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聴き取り調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。

令和5年度 実施結果

- ・ 10件中1件が一者応札
- ・ 入札参加可能な事業者に対して、電話による声掛けにより広く参加業者へ周知した。
- ・ 公告期間は、土日祝日を除いて10日以上（10営業日以上）、履行期間は、請負業者が十分履行な期間を聴取し設定した。
- ・ 過去に一者応札になった案件（弁護士による債務者への納付勧奨）については、県弁護士会へ訪問し、会員への周知等を依頼した。

令和6年度 実施方針

- ・ 全職員がコスト削減の意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・ 予定価格が100万円を超える調達については、一般競争入札を原則とする。また、100万円以上の随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・ 一者応札となった案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、今後の仕様書等作成の参考とする。
- ・ 少額随意契約の範囲内においても、見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。